

令和6年度 監査計画

名張市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）第7条の規定に基づき、令和6年度監査計画を次のとおり策定します。

1. 基本方針

事務の管理及び執行等について予算及び議決並びに法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進が図られているかについて監査、検査及び審査を実施します。

なお、監査等の実施方法については、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査する「試査」を基本として行います。

2. 監査等の種類及び目的

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、定期または随時に監査を実施します。

ア 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務監査において、期日を定めて定期的実施するもので、具体的には全所属を対象に毎年度監査調書の提出を求め、予備調査、書類監査等を行います。監査委員による対面監査は2年周期で行うものとし、保育所、小・中学校、その他の施設については実地監査を数年単位で周期的に行うこととします。

イ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

財務監査において、必要があると認める時に実施するものとします。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、定期監査と併せて実施します。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査対象団体を抽出して監査調書の提出を求め、実地監査または書類監査を実施します。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかについて、審査を実施します。

審査にあたっては、決算書、証書類及び帳簿の符合、証書内容並びに決算書付属書類の適否、歳入・歳出予算の執行状況、財産の状況等について、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえ、事業の成果、予算執行の合理性、収入支出の適否、財政状況及び経営状況等について総合的に審査を実施します。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかについて、検査を実施します。

例月出納検査は、原則として前月分を翌月25日に実施します。審査にあたっては、現金の出納に限定せず、財務監査も合わせて実施します。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ、効率的に行われているかについて、審査を実施します。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかについて、審査を実施します。

(8) その他の監査

その他法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき実施します。

3. 共通事項

(1) 監査等に出席を求める職員

監査等の種類	出席を求める職員
定期監査及び行政監査	部局長、室長、指定した職員
随時監査	指定した職員
財政援助団体等監査	団体代表者、団体会計担当職員等、補助金等所管室長、指定した職員
決算審査及び 基金運用状況審査	会計管理者、総務部長、上下水道部長、病院副院長、病院事務局長、看護学校長、伊賀南部環境衛生組合事務局長、室長、指定した職員
健全化判断比率等審査	総務部長、財政経営室長、指定した職員
例月現金出納検査	会計管理者、上下水道部長、病院事務局長、室長、指定した職員

(2) 報告及び公表

監査等の結果は、議会及び市長等に報告し、公表するものとします。

なお、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査における指摘事項については、適時に措置の報告を求め翌年度9月末までに措置が完了しない場合は、「措置報告」に代えて「状況報告」の提出を求めます。

(3) 監査等の実施予定時期

実施予定時期		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
監査等の種類		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
定期監査 及び 行政監査	一般・特別・ 公営企業会計								←→				
	伊賀南部環境 衛生組合会計								←→				
財政援助団体等監査									←→				
決算審査 及び 基金運用 状況審査	公営企業会計			←→									
	一般・特別会計				←→								
基金運用 状況審査	伊賀南部環境 衛生組合会計				←→								
	健全化判断比率等審査				←→								
例月出納検査		←→											

(4) 監査等の実施体制

監査委員2人で実施し、監査委員の指揮命令のもと、事務局職員が補佐し監査等を行うものとします。